しずおか　　２０２１年　８月　２７日

県勤協連ニュース　　３７２号

静岡県勤労者協議会連合会

ホームページ　http://kinrokyo.net/shizuoka/
Ｅーメールアドレス　shizuoka@kinrokyo.net

カエルの王様

会　長　　堀　内　武　治

共同通信社の最近の世論調査によると、憲法改正が「必要」だとした人が５７％、「必要がない」が４２％と改正容認意見が上回ったことが報道された。

コロナの猛威にいら立ち、内閣に強い権限を与え、私権の制限に踏み込んでもコロナ制圧に取り組むべきだとし、そして大規模災害などに対処するためにも緊急事態条項を新設することが必要だと、９条と平和の問題も考えずに短絡的に憲法改正を考える世論が高まってしまっているように思われる。

５月３日、７４回目の「憲法記念日」に中日新聞コラム欄に「カエルの王様」とい話が出ていた。『ある日、カエルたちは自分たちの王様が欲しいと神様に頼んだ。神様は木片を一つ、カエルたちのいる池に投げ込んだ。木片は動かない。カエルたちはこんな王様では恥ずかしいと思い、もう一度神様に頼むことにした。「もっとましな王様と取り替えてください」。神様は腹を立てて、水蛇を使わせた。水蛇はカエルたちをすべて食べてしまった』

私たちは憲法改正により、基本的人権と自由が抑圧・失われ、自衛隊が軍隊となって「平和国家・日本」という「国のかたち」が崩れていくことを危惧する。

沼に水蛇を呼んではならない。

東京五輪のその後、明るい未来はあるのか

紆余曲折を経ながら、東京五輪が開幕しました。歴史はこの大会に、どのような評価を与えるのでしょうか。

あの痛ましい大戦から学んだ、「敵は弱いはずだ」という楽観論や、勝敗を決するのは科学や物量より戦意だという精神主義に固執しては、非常事態を乗り越えられないという教訓は、コロナ禍に対応できていたのでしょうか。安全・安心と唱えれば、安心になるはずだ、という政府の状況判断は、大戦時に戦況を見誤った旧軍の幹部の考えと、どこがちがうのでしょうか。

さて、パラリンピックが終われば一気に総選挙モードに突入するのではと、予測されています。

２０１７年の前回選挙では、森友・加計学園問題のスキャンダルがあっても自公の与党が大勝しました。何があっても許されるという万能感・無責任感が一気に政権与党に蔓延し、「何をやっても許される」という風潮は、安倍中軸の自民党を勇気づけ、一気に自民党トランプ化へと突き進むことにつながりました。

そのような状況を許した野党やマスコミの責任もさることながら、有権者にも重いツケを負わされた４年間でした。

しかし、政治にいら立っている場合ではありません。「ほかの内閣よりも信頼できそうだから・・・」というボーッとした期待感により支えられている今の内閣。

「少しマシな人を・・・」。次の総選挙には、必ず投票に行きましょう。悔いを残さないためにも。

（掛川勤協 NEWS　第１２６号より）

各地区活動報告

☆清水地域勤労協

「清水・平和の塔」と清掃活動

「被爆７６周年原水禁世界大会」に併せて、清水勤労協と清水ふれあいユニオンは７月７日、静岡市清水区の清水日本平運動公園に立つ「清水平和の塔」を清掃しました。今年の清掃には１０名の仲間が参加してくれました。

同塔はステンレス製で高さ３．５メートルもあり、綺麗に磨き上げたり、周辺の草を刈り取ったりして環境を整備しました。

清水平和の塔をボランティア清掃

清水地域勤労者協議会と清水憲法9条を守る会のメンバー計10人はこのほど、静岡市清水区の清水日本平運動公園入り口に設置されている「清水平和の塔」のボランティア清掃を行った。

毎年8月の終戦記念日前に行っている活動。同協議会によると、塔は旧清水市議会が1987年に「非核平和都市宣言」を採択したのを機に、市民有志が展開したカンパなどを基に93年に作られた。地元のステンレス彫刻家の手によるものという。

関係者は「清水平和の塔の存在を知らない人たちが多い。今後も清掃を通じ、平和の尊さを考えていきたい」と意義を述べた。

「清水平和の塔」をボランティア清掃する清水地域勤労者協議会のメンバー＝静岡市清水区

『清水・平和の塔』は、旧清水市議会が核兵器廃絶平和都市宣言を議決したことを機に、市民の募金などで１９９３年に設置されました。地球を「人」という文字が支えるデザインになっています。

清掃活動を終わった後、参加者からは「非核都市宣言のことを多くの人に宣伝していくことが重要だ」との意見が出されました。上記のことから今回は、『静岡県勤労協ニュース』で紹介させて頂きます。

（左：静岡新聞 021.08.17 より）

「非核平和都市宣言」の解説

非核平和都市宣言または、非核自治体宣言とは、地方自治体が自身を「非核地帯」と宣言するか、または各兵器の廃絶を内外に訴える宣言を表明することで、その宣言を発した自治体を『非核宣言自治体』あるいは単に『非核自治体』と呼んでいます。

非核三原則は「持たず．作らず．持ち込ませず」だが、大きな黄色信号が点灯中

核兵器を「持たず、作らず、持ち込まず」を内容とする、核兵器に関する日本の「基本政策」であり、「国是」であるとされてきました。沖縄返還に関しては在沖米軍基地の核兵器が問題となった際、当時の佐藤栄作首相が１９６８年(昭和４３)１月の衆議院本会議で言明し、１９７１年１１月２４日には沖縄返還協定の可決に際して衆議院本会議において、この三原則を内容とする「非核兵器ならびに沖縄辺野古に関する決議」が採択されました。

日本政府当局は、その後も繰り返しこれを確認してきただけではなく、国会も同趣旨の決議を繰り返してきました。三原則のうち、「持たず、作らず」は日本が１９７６年に核不拡散条約を批准することにより、その国際法上の義務を負うこととなりました。

従って、特に問題となるのは「持ち込ませず」についてですが、これについて政府は、日米安保条約の事前協議により米軍核兵器持ち込みを拒否するという態度をとってきました。

しかし、事前協議の発議権はアメリカにあり、日本は疑わしい場合にも米軍基地や艦船・航空機への立ち入り検査の権限をもたないことと、核兵器の所在を明らかにしないアメリカの政策とが相まって、この原則の疑問が投げかけられています。実際、核兵器を搭載した艦船の寄港や、有事における沖縄への核の持ち込みについて、日米間に「密約」があるという指摘が、研究者などによって繰り返されてきました。

静岡市平和都市宣言

（平成 17 年 12 月 15 日制定）

南アルプスから駿河湾へと広がる豊かな自然に恵まれ、長い歴史の中で独自の文化と伝統を育んできた私たちのまち、静岡。この素晴らしいまちで、平和で豊かな暮らしを次の世代に引き継ぐことが、私たち静岡市民の願いである。

もとより、世界平和の実現は人類共通の願いであるが、今なおこの地球上では、戦争やテロリズムなどにより尊い人命が失われており、核兵器の拡散も懸念されている。

戦後・被爆 60 年の節目の年を迎えた今日、私たちは、あらためて日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、核兵器など大量破壊兵器の廃絶と世界平和の実現に貢献することを表明し、静岡市が平和都市であることを宣言する。

アメリカの核抑止に依存では日本の平和は実現できない

この「密約」問題については、外務省に設置された『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会』が２０１０年３月に発表した報告書において、１９６０年の安保改定交渉の時に、日本側は核搭載艦の寄港は事前協議の対象ではないという米側の解釈を知りながら「これについては深追いしない」という形で、「暗黙の合意」という広義な密約が存在したと結論しました。

また、三原則のもとで核を搭載した艦船の領海における無害通行権が認められるかどうかが問題とされてきましたが、日本の領海を１２海里と定めた１９７７年(昭和５２)の領海法は、津軽海峡など５つの国際海峡についてはこの問題を回避するため、当分の間領域を３海里に止めることとし、この規定は１９９６年(平成８)の「領海及び接続水域に関する法律」にも引き継がれました。

上記の状況の下では、非核三原則を国内法化すべきだという主張が平和運動や研究者の間に根強いのですが、これは実現していません。他方で日本がアメリカの核抑止に依存している以上は、核搭載艦船の寄港や領海通航は公式に認めて、非核三原則は実質的には空文化しているのではないでしょうか。

地方自治体の非核宣言

１９８０年代より地方自治体が非核宣言を行う事例が目立つようになり、日本非核自治体協議会によれば２０１０年９月の時点で全国１７８７の自治体のうち１５０４がこの種の宣言を行っているといいます。

自治体の非核宣言は、非核三原則を施策の指針とする。非核三原則を自ら実施して自治体を非核

地帯化するなど多様な内容を持つが、なかでも注目を集めたのが「神戸方式」です。

これは、１９７５年(昭和５０)に市議会が行った「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を受けて、港湾管理者としての神戸市が外国軍艦の神戸港入港については非核証明書の提出を求め、これが提出された場合に限って入港届を受理するというもので、一定の実効性を示してきたといいます。

上記に方式を採用する努力は、その後高知県、函館市などで行われてきました。１９９９年(平成１１)に施行された「周辺事態法」が港湾業務についても「国が自治体の協力を求めうる」としたことから、『神戸方式』に対する政府の圧力が改めて強化されています。

日本大百科全書(ニッポニカ)「非核三原則」の解説より

「周辺事態法」とは、危険な法律

１９９９(平成１１)年成立。周辺事態安全確保法とも言います。日本の周辺地域で平和と安全に重要な影響を与える武力紛争などが発生した時に、日米安全保障条約を効果的に運用し、日本の平和と安全に役立てるのを目的とした法律となっています。

「周辺事態法」により、日米安保体制は『アジア・太平洋安保』として機能することになり、自衛隊の軍事分担がそれに伴って拡大し、さらに「本土防衛」のみならず、新たに「周辺事態」に対処することが可能となり、その結果、「外」に向かって軍事機能を発揮すべく踏み出すこととなりました。

「周辺事態」に際して、自衛隊による「武力行使」以外の作戦行動－情報提供、兵站(へいたん)支援、機雷除去、捜索・救難活動を実施しうることになりました。なお、法修正により、捜索・救難活動のみならず、後方地域支援に際しても、自衛隊は防衛のための武器使用が可能となります。また、「自衛隊法一部改正」により、非戦闘員退避活動に際して、輸送機に加え、艦艇およびそれに搭載するヘリコプターの使用が可能となり、また、それに際してもの防護のための武器使用も可能となりました。この様に、「周辺事態法」は自衛隊の海外派遣を含めて、極めて危険な法律と言わなければなりません。

護衛艦「かが」は「いずも」に続き 231 億円の改修費で空母へ。

周辺事態安全確保法(１９９９年)が成立して２０年が経過した現在、２０２１年度の防衛予算は５兆１２３５億円となりました。特徴的なのは「護衛艦いずも」(写真右)の空母化や「敵基地攻撃能力」を強化していることです。防衛予算の中で注目されているのが、ヘリコプター搭載護衛艦「かが」に、短距離離陸と垂直着陸が可能な最新鋭ステルス戦闘機Ｆ35Ｂを搭載できるように改修費の予算を２３１億円が認められた事です。英国の軍事専門誌は、以前から「かが」を「ひゅうが」「いせ」「いずも」と同じ「ヘリコプター空母」と見なしています。

日本では２０１８年１２月１８日、当時の安倍政権がトランプ大統領に米国製武器の「爆買い」を迫られ、

F35Ａと合わせて１０５機を米国から輸入することを閣議了解してきました。このうちの４２機がＦ35Ｂ（写真左）です。

従って、今回の予算成立に伴い「かが」は「いずも」に続き、「空母」となる事になります。一方、「かが」は「いずも」に搭載するＦ35Ｂの２機は２０２５年度に調達される予定です。（費用は約２６４億円）なお、第１船の改修工事を進めている「いずも」は、２０２０年度に続く次回の大規模な定期検査は５年後の２０２４年度末から始まり、２０２６年度中の完成を見込んでいます。

私たちは地域から「安心と安全な社会」を築くためにも平和と民主主義を守る活動を展開していきましょう。　（通信員　　秋山一）

☆掛川市勤労協

第69回定期大会から

コロナによる自粛を受け、掛川市勤労協は６月１日、西南郷地域生涯学習センターで、昨年に続き役員のみ出席という変則形態で大会を無事終了しました。大会では概略次の活動方針が確認されましたが、大幅な変更が見込まれること、ご承知を。

① 役員体制の整備・充実を図ること。
② 政策・制度要求の実現に向けた取り組み
③ 明るくすみよいまちづくり施策への協力
④ 護憲・平和・反核・脱原発に向けた取り組み
⑤ 子ども映画会の展開（後日、本年度は中止と決定）
⑥ 消費者・ボランティア活動の充実
⑦ 理容事業の拡充など

持続可能な組織運営と事業の取り組みに、新たな視点からの活動と英知が求められている昨今です。活動に皆さんのご意見を反映させたいと思いますので、お気づきの点はどしどしお申し出ください。

そこにあって良かった。存在感のある組織運営を、皆さんとともに作り上げていきましょう。

（掛川勤協 NEWS　第１２６号より）

家賃補助申請１年で 24 倍

生活保護　年代幅広く

新型コロナウィルス感染拡大の長期化に伴い、県内でも生活困窮者向けの支援制度の利用増が続いている。

県によると、家賃を公費で補助する住居確保給付金は２０２０年度の申請数が２８９０件(速報値)に上がり、前年度比で約２４倍に急申。生活保護も２０年度の申請数が４６７０件(同)で、前年度比７．２％増となった。

関係者は雇用情勢の悪化などから「短期的な回復は難しく、今後の動向が懸念される」と危機感を強めている。

（グラフ右）県内の住居確保給付金の年度別申請件数

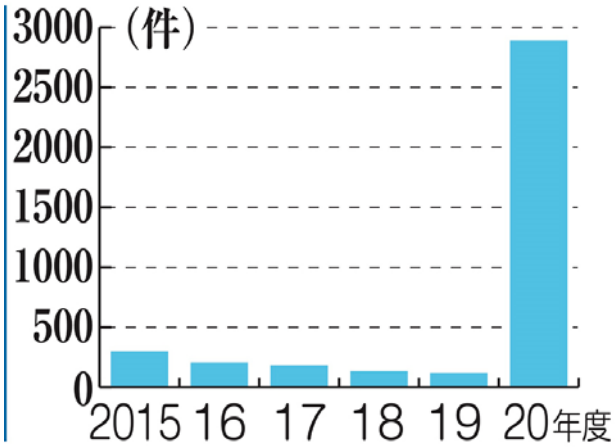

住居確保給付金は２０１５年に施行された生活困窮者自立支援法に基づく制度で、生活保護に至る手前の人が主な対象となる。「第２のセーフティーネット」。コロナ禍の影響で２０２０年４月、勤務先の休業で減収した人も加えるなど支給要件が緩和され、全国で申請数が大幅に増加した。

県によると、２０２０年度の月別申請数は６月の６９８件が最多だった。以降は減少傾向だが、今年１～３月の平均も前年比約１０倍の高水準となっている。支給基準が最長９ヵ月から１年間に延長されたり、終了後もさらに３カ月間の再支給が可能になったりした影響もあるとみられる。

県内の生活保護の申請件数はリーマン・ショック後の２００９年度に５６５５件となった後、景気の回復とともに２０１４年度を除いて徐々に減り、２０１８年度は４０８９件となった。

ただ、２０１９年度に前年度比６．６％増の４３５８件に転じ、２０２０年度はさらに申請件数が伸びた。県当局は生活保護の申請増加は「現時点では小幅」としながらも、「２０２０年度は稼働できる保護世帯が増えている。リーマン・ショック後と同じ傾向で、コロナ禍の景気低迷の影響が出ている」と分析しています。

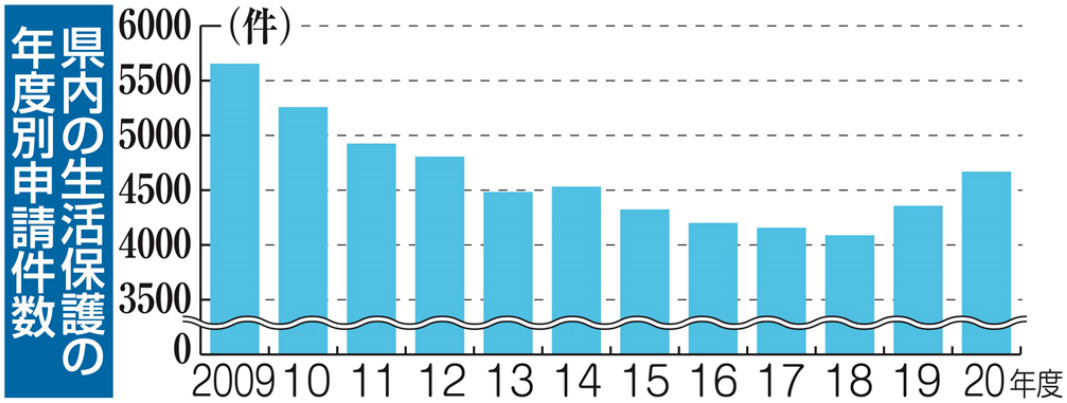

（2021 年 7 月 18 日、静岡新聞より）

新たに７府県を緊急事態宣言の拡大へ

静岡県も「緊急事態宣言」の対象に

８月２０日から９月１２日まで決定

菅政権はコロナ感染が拡大しているにも関わらず、東京オリンピックを強行しました。その結果、政府は 8 月 17 日、特別措置法に基づき 31 日を期限に埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、沖縄の 6 府県へ発令中の緊急事態宣言について期限を 9 月 12 日まで延長し、蔓延防止等重点措置を適用中の茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡の 7 府県にも 8 月 20 日から宣言を発することを決定しました。上

記は、コロナ感染が全国に拡大し「第 5 波」となっていることは明らかであり、菅政権に対する国民の不満は大きくなっています。

政府は８月２日に『新方針』として、①従前の入院は、「重症化リスクの高い人を中心に原則入院」を、『重症患者や重症化リスクの高い人に限定』とする。②従前の宿泊・自宅療養は、「無症状・軽症患者は原則宿泊療養。やむを得ず宿泊できない人は自宅療養」を、『入院患者以外は自宅療養を基本。家庭内感染の恐れがある場合などに氏行く泊療養を活用』と発表しました。

しかし、上記の新方針に対する国民の反発が大きいために、「中等症患者で酸素吸入が必要な人、重症化リスクがある人に限定。(最終的には医師の判断)」と、修正されました。このことは、ロナ感染が「第５波」となっていることは明らかであり、菅政権に対する国民の不満は大きくなっていることを示していました。

経済損失は 2 兆 1900 億円か

新型コロナウィルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が６都府県に拡大する事が７月３０日に決定した時点で、経済に対する「更なる打撃は必死」で、野村総合研究所は合計で「２兆１９００億円の経済損失が発生する」と発表しました。

上記の背景には、休業や営業時間の短縮に応じた飲食店への協力金は、自治体の手続きが滞っており、２０２０年度に国が用意した予算のうち３兆円超を２１年度に繰り越している。更に「新型コロナ収束前に景気対策を打っても、個人消費は盛り上がらない」との事情も指摘されています。

コロナ関連倒産は、２０２１年２月累計１０００件を越えています。コロナ禍による休業者は、２０２０年４月に５９７万人に急増、その後２００万人以下に減少したが、２０２１年に入り再び増大して２４４万人となっています。

とくに非正規雇用労働者の雇用が減少し、昨年の８月には前年比１２０万人の減少となっています。非正規雇用は圧倒的に女性労働者が多く、多くの女性が失業しています。同時に、女性の自殺者が急増し昨年８月には前年比４０．３％増、９月には２７．５％増となっています。(警察庁発表)

自殺急増の大きな原因はコロナ禍による「非正規切り＝生活破綻」にあることは確実です。

最近の雇用情勢は「総務省の労働力調査(２０２１年６月分で、７月３０日公表)」によれば、概要は以下となっています。

1. 就業者数は６６２９万人。前月同期に比べて２２万人の増加３か月連続の増加。
2. 完全失業者数は２０６万人、前年同月に比べ１１万人の増加。１７か月連続の増加。
3. 完全失業率(季節調整値)は２．９％。前月に比べて０．１ポイント低下。となっていますが、雇用保険に未加入者であるパート．アルバイト労働者等を加えれば実態の数字は大きく膨らむことが予想されます。

静岡県勤労協連合会はホームページを通じて、「静岡市勤労協の法律相談」を紹介しながら、「労働相談パンフ」にアクセスできるシステムを整備しました。

上記の対応はコロナ禍での厳しい環境が続きますが私たちは「労働者の生活と雇用・権利を守り抜く」という立場で活動しています。是非とも県勤労協のホームページを活用して下さい。なお、詳細は次ページに掲載していますのでご参照下さい。

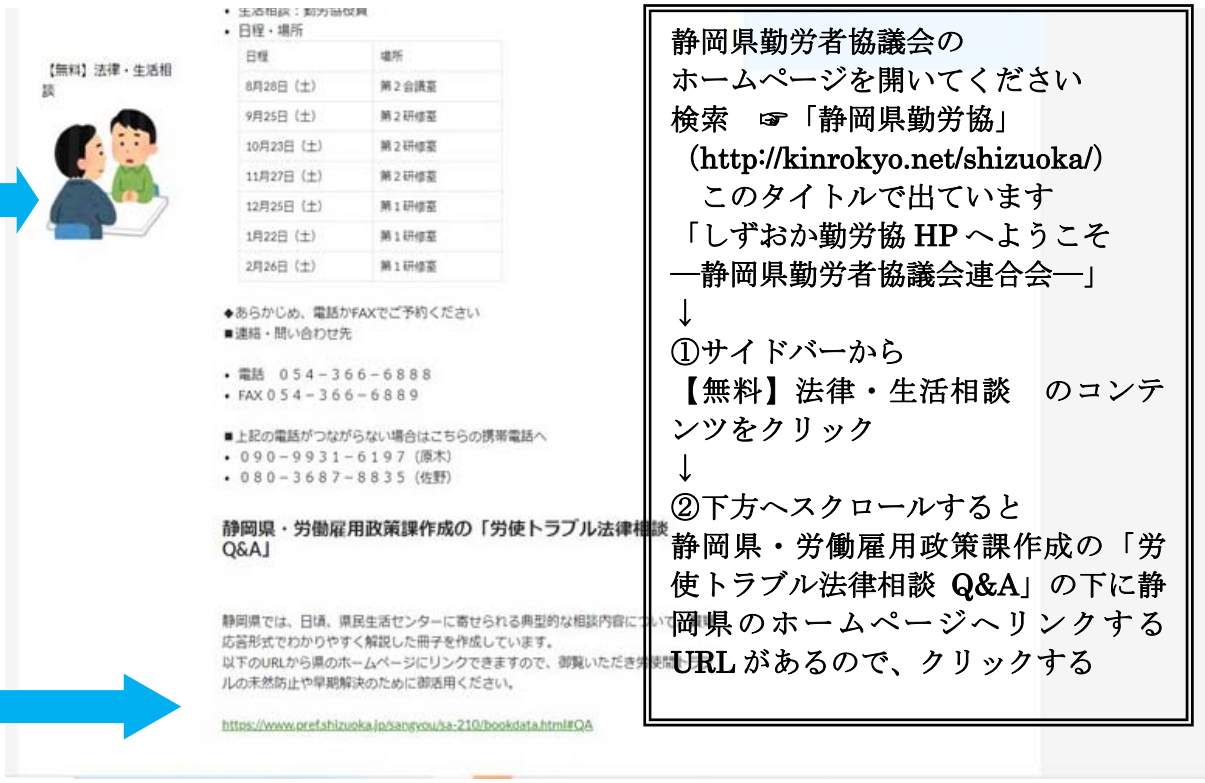
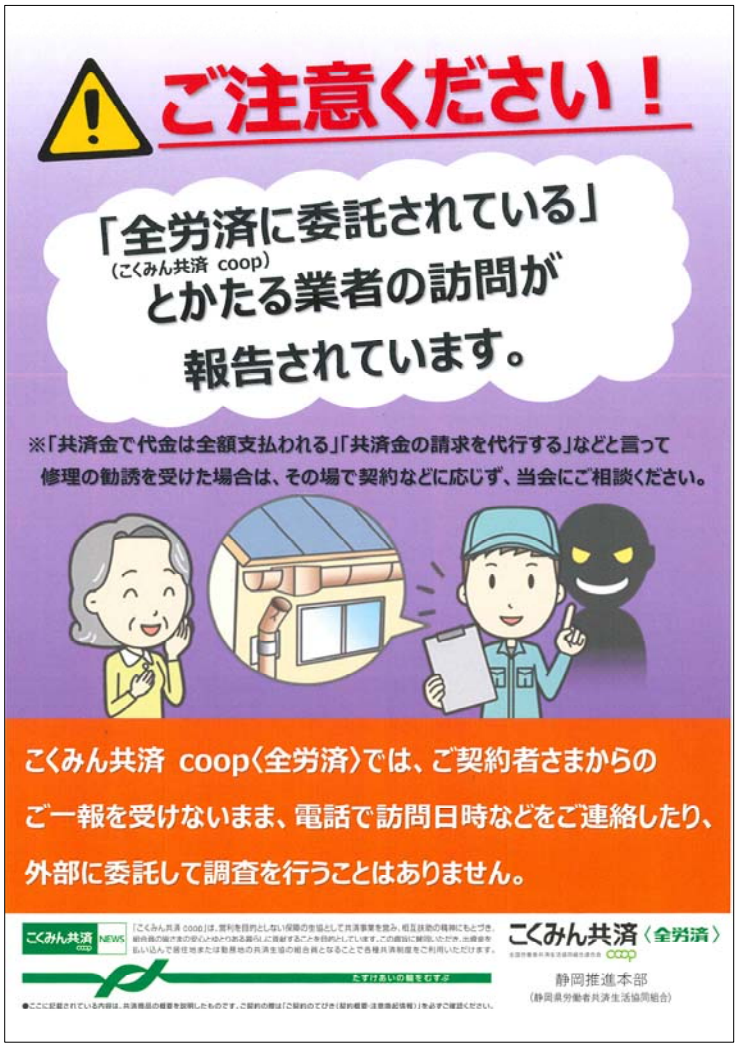
静岡県勤労者協議会の
ホームページを開いてください
検索　☞「静岡県勤労協」
（http://kinrokyo.net/shizuoka/）
　このタイトルで出ています
「しずおか勤労協 HP へようこそ
―静岡県勤労者協議会連合会―」
↓
①サイドバーから
【無料】法律・生活相談　のコンテンツをクリック
↓
②下方へスクロールすると
静岡県・労働雇用政策課作成の「労使トラブル法律相談 Q&A」の下に静岡県のホームページへリンクする URL があるので、クリックする